

令和5年度 学校運営に係る取組方針【特別支援学校版】

次のとおり、令和5年度の学校運営に係る取組方針をお示しします。

1 主体的に学び行動する力を着実に身に付ける、学び高め合う教育の充実 (学校目標の視点：「教育課程、学習指導」に関する内容)

(1) 確かな学力の向上を図る取組の推進

○一人ひとりのニーズにあわせた教育

学習指導要領や教育要領に基づき、各学校の学校教育目標を実現するための教育課程を編成し、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントに努めるとともに、「個別教育計画」を踏まえた授業実践に組織的、計画的に取り組んでください。

○政治参加教育の充実について

成年年齢が18歳に引き下げられたことを踏まえ、「特別支援学校高等部における模擬投票等実践事例集」や「シチズンシップ教育【指導用参考資料】」などを活用し、政治参加教育や消費者教育などのシチズンシップ教育の充実を図ってください。

○幼・小・中・高等部を通したキャリア教育の推進

一人ひとりの障がいの状態や発達段階に応じて、キャリア発達を促すための取組を進めてください。特に、学びの連続性を踏まえた教育課程の編成の工夫・改善を行うなどにより、キャリア教育の推進に取り組んでください。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

○「いのち」を大切に作る心を育むための教育の推進

「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を含め「いのちの授業」の更なる充実を図ってください。また、家庭や地域において教育が推進されるよう、保護者や地域の方への周知に取り組んでください。

○人権擁護の視点に立った学校づくりの推進

性的マイノリティや障がい者、外国につながる子どもたちに対する偏見や差別意識がいじめ等の様々な人権課題につながることや、貧困やヤングケアラーなど子どもたちの抱える困難や課題について教職員が正しく理解し、人権擁護の視点に立った学校づくりに取り組んでください。

○健康・体力づくりの推進

生涯にわたる健康と未病を改善する基礎づくりとして、体力向上や運動に親しむことができるよう系統的な指導を行うとともに、望ましい食習慣を培うため、全体計画等を作成し、「食育」の推進に取り組んでください。

子どもたちにスポーツの意義や価値等を理解させ、主体的にスポーツに参画し、スポーツをする喜びを実感することができるよう取り組んでください。

○医療的ケアの安全な実施

医療的ケアを必要とする児童・生徒等が、安全にかつ安心して学校生活を送れるよう、自立活動教諭（看護師、専門職）などの校内教職員及び担当医などと連携した支援に取り組んでください。

○計画的・組織的な学校安全の推進

激甚化・頻発化している自然災害や、事故・事件、犯罪などに備えて、子どもたちが自らの安全を確保できる資質・能力を育成するため、適宜、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し、計画的・組織的な学校安全に取り組んでください。

(3) グローバル化などに対応した教育の推進

重点2 ○情報教育の推進

情報機器の活用について、各校で研究・研修を行い、コミュニケーション支援や学習支援の推進などに取り組んでください。また、スマートフォンなどの使用に関する情報モラル教育の推進に取り組んでください。

2 一人ひとりのニーズに的確に応える生徒指導・支援の充実

(学校目標の視点：「生徒指導・支援」に関する内容)

(1) 組織的な指導・支援体制の充実

重点1 ○きめ細やかな幼児・児童・生徒指導・支援の充実

一人ひとりの障がいの状態や発達の段階を十分に考慮し、きめ細やかな指導や教育相談等を通して、幼児・児童・生徒が自己理解を深め自己肯定感を高められるように指導してください。

○アセスメントの充実

校内の関係者が専門性を発揮し、チームで多面的に幼児・児童・生徒等の実態把握をするための手立てについて、各校の状況を踏まえて工夫・改善してください。

3 各学校段階等への円滑な移行や、社会的・職業的な自立に向けた、進路指導・支援の充実

(学校目標の視点：「進路指導・支援」に関する内容)

(1) 進路指導・支援の充実

○移行支援の充実

自立と社会参加をする上で必要な力の育成や、本人のニーズや適性に応じた、自己選択・自己決定のための継続した指導・支援に取り組んでください。また、各関係機関等と協力し、定着支援の充実に取り組んでください。

4 地域等との協働による、学校の教育力の向上

(学校目標の視点：「地域等との協働」に関する内容)

(1) 地域等との協働の推進

○コミュニティ・スクールの取組の推進

学校運営協議会制度に基づき、令和6年度からの第三者評価の性格を併せ持つ評価の実施に向けて、学校評価部会をさらに活用するなど、地域協働による学校運営の推進に取り組んでください。

○地域と連携した教育活動及び地域の学びの場づくりの推進

学校運営に地域人材を活用するなど、地域と連携・協働して教育活動の充実を図るとともに、学校の施設開放や公開講座に取り組むなど、開かれた学校づくりの推進を図ってください。

重点5 ○部活動地域移行の推進

部活動の地域移行を推進するため、保護者の理解と協力を得て、地域の団体との連携や民間事業者の活用等の環境整備を進めてください。

(2) インクルーシブ教育の推進

○センター的機能の充実

インクルーシブ教育の進展を踏まえた全県での特別支援教育の充実に向け、市町村や各機関との連携により、センター的機能の取組を進めてください。

○居住地交流、地域の学校との交流及び共同学習の工夫・改善

共生社会の実現に向け、「居住地交流ガイドライン」に基づき、居住地交流の充実を図ってください。また、学校間の交流及び共同学習や地域との交流に、計画的・組織的・継続的に取り組むとともに、学校間の情報共有を丁寧に行ってください。

5 信頼に根ざした学校づくりの推進と、教育環境の整備

(学校目標：「学校管理、学校運営」に関する内容)

(1) 信頼と期待に応える学校づくりの推進

○学校教育計画に基づく学校運営の充実

「学校教育計画」（令和2～5年度）に基づき、1年間の目標を設定して取組内容を明確化し、学校運営の組織的な改善に取り組んでください。また、令和5年度は学校教育計画の最終年度であることから、4年間の総括について検討を進めてください。

重点4 ○不祥事防止の徹底

わいせつ事案を始めとする不祥事の根絶に向けて、所属研修等の機会を通じて、継続的に教職員の倫理観や規範意識の醸成に努めるとともに、生徒が安心して学校生活を送れるよう、不祥事が起こらない校内環境や組織体制を整備してください。

重点4 ○校務におけるコンプライアンスの徹底

個人情報保護法の改正に伴い、令和5年4月から会議録作成のための録音データも行政文書として情報公開請求の対象となるので留意してください。

また、個人情報を記載した文書の紛失や、生徒の出欠情報の漏えいなど、不注意や管理不十分による事故が発生していることから、個人情報の適切な管理を徹底してください。

私費会計（学校徴収金、団体徴収金）についても、私費会計基準に沿った適正な会計処理を着実に実施するため、ダブルチェックを徹底する等、組織的な事務処理体制を整えてください。

(2) 安心して快適な教育環境の整備

重点3 ○教員の働き方改革の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うため、業務分担の適正化、年次休暇等の取得の促進、外部人材の有効活用など、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に沿って取組を進めてください。

○地域と一体となった安全・安心の推進

災害時に近隣住民などが学校に避難してきた場合を想定し、具体的な対応や感染症拡大防止の対応等について市町と協議を行い、合同訓練を実施するなど、引き続き市町・地域との連携を進めてください。

○計画的・組織的な学校安全の推進【再掲】

激甚化・頻発化している自然災害や、事故・事件、犯罪などに備えて、子どもたちが自らの安全を確保できる資質・能力を育成するため、適宜、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直し、計画的・組織的な学校安全に取り組んでください。